

日本天文学会の組織と運営の改善に関する答申

昭和45年3月22日 日本天文学会運営検討委員会

社団法人日本天文学会の組織と運営に関し、理事長より諮問のあった事項について、前期以来、2期にわたる運営検討委員会の検討の結果、下記のとおり結論および定款案、諸細則案が得られましたので答申致します。

I. 結論 詳細は定款案、諸細則案に尽くされるので、ここでは原則的な事項をまとめる。

(1) 学会の民主化について：第1次答申に示された方向を具体化する。第1に、学会運営には研究者、教育者、同好者をふくむすべての会員が平等の資格で参加できるようにする。そのために現行の通常会員と特別会員との区別を廃して正会員とする（正会員は欧文研究報告購読の有無によってA、Bに分けられるが、会員としての権利、義務は両者平等である）。第2に、評議員の公選、リコール制を基礎に、会員の総意がつねに学会運営に反映するよう必要な措置をとる。

(2) 学会の組織について：評議員会と理事というほぼ現行の形をとる。ただし、その内容は次の点で現行と異なっている。a) 評議員会が学会活動の推進をはかる任務をもつ。これは理事の職務が現行にくらべて一層經常的な会務執行にしばられることを意味する。b) 評議員会は直接、間接に執行機関の選任にあたり、それにたいする不信任の申出を審議する。これによって評議員会は学会運営について実質的な責任を負うことになる。c) 理事長の名称を会長とあらためる。これは会長の役割がたんに執行機関を代表するだけでなく、評議員会によってまとめられる学会の意志を外部にたいして代表する、という内容をもつためである。d) 正副会長、理事（以上法定理事）の会務執行を円滑にするため、委員を適当に依頼できるようにする。これは学会活動にともなう会

務の量に予測の難かしい点があり、相当の幅も予想されるためである。とくに支部活動について現状では不確定要素が大きい。

(3) 学会活動および会費について：学会活動はこれまで研究活動が中心であったが、天文学会の性格および果すべき役割を考えるならば、今後、天文教育、同好活動の推進もはかるべきである。そのために教育関係者、同好者の積極的な参加に期待する。活動の具体的内容については多くの提案がよせられているので、それらは今後の有益な検討資料となるであろう。学会財政については会費を基礎とするのが原則であるが、現状では会費のほか欧文研究報告の販売収入という不安定な財源に大きく依存している。将来の学会発展のためには財政の確立が不可欠であって、改善の努力は継続すべきであろう。当面の会費算定にあたっては、評議員会を中心とする学会事業の活発化に伴う支出増、評議員公選に伴う支出増、が当然考慮されなければならないが、他方、会費値上げ率を極力抑制すべきこともいうまでもない。細則案に示された会費はこのような事情に基づいて算定されたものである。

II. 定款案および諸細則案 全体の構成は次のようになっている。案文はそれぞれ別項に示す。

- (1) 定款案
- (2) 細則案
- (3) 選挙施行細則案
- (4) 信任投票施行細則案
- (5) 郵便投票施行細則案

なお、経過措置を定める付則案は(1)及び(2)にふくまれている。

日本天文学会定款および諸細則案

〔日本天文学会定款案（経過措置を含む）〕

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、社団法人日本天文学会という。

第2条 本会は、事務所を東京都三鷹市東京天文台に置く。

第3条 本会は、細則の定めるところにより支部を置く。

第2章 目的および事業

第4条 本会は、天文学の進歩および普及をはかることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 天文月報の発行
2. 日本天文学会欧文研究報告の発行
3. 年会、講演会の開催

4. 天文学研究および天文教育の援助
 5. 天体観覧および観測交流の援助
 6. その他必要と認めた事業
- 第6条 本会は、総会の議決により、天文学の進歩および普及に特別の功労があると認めたものを表彰することができる。

第3章 資産および会計

- 第7条 本会の資産および収入は、次の通りである。
1. 設立当時の別紙目録記載の金 11,137 円 37 銭
 2. 会費および寄付金
 3. 雑誌売上代金および雑収入
- 第8条 本会の資産は、会長がこれを管理し、資産中現金は、これをもって確実な有価証券を買入れ、またはこれを銀行、信託会社もしくは郵便局に預け入れるものとする。
- 第9条 本会の予算は、毎年度会長がその案を作成し、評議員会の議を経た後、総会に提出してその承認を経なければならない。決算は、毎年度終了後、監事の監査を経た後、総会の承認を受けなければならない。
- 第10条 本会の諸経費は、第7条の資産および収入をもって支弁し、毎年度決算に剰余金を生じた場合は、これを翌年度収入に繰越す。
- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 会 員

- 第12条 本会の会員は、個人に限るものとし（賛助会員はこの限りでない）、正会員 A、正会員 B、名誉会員、賛助会員の4種とする。
- 正会員 A には天文月報を配布する。
- 正会員 B には天文月報および欧文研究報告を配布する。
- 名誉会員は、天文学に関し功績顕著な者、または本会の目的達成に多くの貢献をした者であって、評議員会において推薦され、総会において承認された者とする。名誉会員の会員としての権利は、正会員 B と同等とする。
- 賛助会員は、本会の目的に賛同して、その事業を援助する個人、または団体とする。賛助会員には、天文月報および欧文研究報告を配布する。
- 第13条 本会員の会費は、別に細則で定める。
- 第14条 すでに納めた会費は、いかなる場合においても返還しない。
- 第15条 本会に入会する手続きは次の通りである。
1. 正会員になろうとする者は、所定の用紙に必要

事項を記し、正会員の紹介により本会に申し込むこと。

2. 賛助会員になろうとする者は、所定の用紙に必要事項を記して本会に申し込むこと。
 3. 会員の入会許可は、会長が行なう。
- 第16条 年度内に会費を納入しない会員に対しては、会員としての権利を停止することがある。
- 第17条 退会しようとする者は、書面で本会に申し出なければならない。
- 第18条 1年以上会費を滞納した会員または本会の目的に反する行為のあった会員は、評議員会の議決によって除名することがある。
- 第19条 会員の種別の変更を希望する者は、会長に申し出て、その承認を受けなければならない。

第5章 役員および評議員

- 第20条 本会に次の役員および評議員を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 2 名
 3. 理 事 7 名以上 12 名以内
 4. 監 事 2 名以上 3 名以内
 5. 委 員 若干名
 6. 評議員 15 名以上 22 名以内
- 会長、副会長および理事は法定理事とする。
- 第21条 会長および副会長は、評議員会の推薦にもとづき、総会で正会員中よりこれを選ぶ。会長および副会長の任期は2年とする。
- 第22条 理事は、会長が正会員中より指名し、総会の承認を受けるものとする。理事の任期は2年とする。
- 第23条 監事は、評議員会の推薦にもとづき、総会で正会員中よりこれを選ぶ。監事の任期は2年とする。
- 第24条 委員は、会長が会の事業に必要と認めた場合、正会員中より依嘱する。
- 第25条 評議員は、別に定める選挙施行細則により、正会員中より選出する。
- 第26条 評議員の任期は、選挙後初の総会より2年とする。3期連続して評議員となることはできない。
- 第27条 補欠によって就任した役員および評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第28条 役員および評議員の数が第20条の定める最低数を欠いた場合には、任期の満了、辞任または不信任により退任した役員および評議員は、新たに選任された役員および評議員が就任するまで、なおその任務を行なう。

- 第29条 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- 第30条 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその任務を代行する。
- 第31条 理事は、次の会務を分担する。
1. 編集
 2. 会計
 3. 庶務
 4. 支部の会務
- 第32条 本会は、有給嘱託員を置くことができる。有給嘱託員は、会長が任免する。

第6章 評議員会

- 第33条 評議員会は、毎年2回以上これを開いて本会の事業計画、予算その他の主要な事項を審議し、かつ、本会の事業の推進にあたる。
- 第34条 評議員会は、本会の事業を推進するため、次の事項を担当する者を評議員中よりそれぞれ若干名指名する。
1. 研究活動に関する事項
 2. 天文教育に関する事項
 3. 天文学普及に関する事項
- 第35条 評議員会は、会長がこれを招集する。評議員会の招集は、特別の事情のないかぎり、あらかじめ会期の1週間前までに会議の目的事項、日時、場所等を各評議員に通知して行なう。
- 第36条 評議員会は、評議員の過半数の出席によって成立する。会員は評議員会を傍聴することができる。
- 第37条 評議員会は、評議員の互選により議長を決める。
- 第38条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 第39条 会長は、必要があると認めるときは、臨時に評議員会を招集することができる。評議員3名以上の請求があったときは、会長は臨時に評議員会を招集しなければならない。
- 第40条 正会員50名以上から会長、副会長、または理事の不信任の申し出があった場合は、評議員会はその申し出を審議した上、総会にはからなければならない。
- 第41条 正会員50名以上から会長に対し評議員不信任の申し出があった場合は、別に定める信任投票施行細則によって当該評議員の信任投票が行なわれなければならない。評議員の信任投票において、信任票の数が有効投票総数の2分の1に満たない評議員は、その資格を失なう。

第7章 総会

- 第42条 通常総会は、毎年1回春季にこれを開く。通常総会において会長は会務を報告し、その承認を求めなければならない。
- 第43条 通常総会は、会長が招集する。
- 第44条 会長が必要と認めるときは、評議員会の議を経て、臨時総会を招集することができる。
- 第45条 正会員30名以上から会議の目的とする事項を示して請求があった場合は、会長はその請求を受けた日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 第46条 総会の招集および会議の目的とする事項の通知は、急を要するもののほかは、天文月報誌上で行なう。
- 第47条 総会は、正会員50名以上の出席をもって成立する。
- 第48条 総会の議長は、正会員中より会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 第49条 総会において投票権を有する者は、出席正会員に限る。
- 第50条 総会の議事は、投票の過半数の賛成をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。
- 第51条 総会が必要と認められた場合は、正会員による郵便投票を行なう。郵便投票は、有効投票総数が有権者数の5分の1以上ある場合に成立し、その過半数の賛成をもって総会の議決にかえることができる。郵便投票は、別に定める郵便投票施行細則によって行なう。

第8章 定款の変更および細則

- 第52条 本定款を変更するには、評議員会の発議を要する。本定款の変更について正会員30名以上の請求があった場合は、評議員会はこれを審議しなければならない。
- 第53条 前条の発議があったときは、会長は、総会または郵便投票において投票の3分の2以上の賛成を得た上、主務官庁の認可を得てこれを実施する。
- 第54条 本定款の実施に必要な細則、選挙施行細則、信任投票施行細則および郵便投票施行細則は、評議員会の議を経て、総会の議決により定める。

付 則 (経過措置)

- 第1条 本付則は、今回の定款改訂にともなう経過措置

について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本定款にもとづく役員および評議員が確定するまでは、旧定款にもとづく役員および評議員がその職務を代行する。

第3条 旧定款にもとづく通常会員および特別会員は、本人の申し出によって正会員Aまたは正会員Bになることができる。

旧定款にもとづく名誉会員および賛助会員は、それぞれ本定款の名誉会員および賛助会員とする。

第4条 前条第1項の申し出は、本定款を議決した総会の日から180日以内とし、その後は本定款に定めた入会手続きをしなければならないものとする。

第5条 本定款実施後最初の評議員を選出するための選挙を管理する目的で、臨時選挙管理委員会を設ける。

臨時選挙管理委員会は、旧定款の理事長が指名し、本定款を審議した総会において承認された5名以上10名以内の臨時選挙管理委員によって構成されるものとする。ただし、評議員選挙の候補者は臨時選挙管理委員を辞任しなければならない。

第6条 前条の評議員選挙は、別に定めた選挙施行細則に準じて行なわれる。

前条の評議員選挙の候補者については、定款第26条第2項の規定を適用しない。

前条の評議員選挙の公示は、本定款実施の日から60日以内に行なう。

第7条 第5条に定めた評議員選挙の有権者は、臨時選挙管理委員会が定める期日までに第3条により会員種別の申告を行なった正会員とする。

第8条 本定款実施後最初に選ばれた役員および評議員ならびに選挙管理委員の任期は、本定款第21条ないし第23条、および第26条の規定にかかわらず、昭和47年度の通常総会までとする。

〔細則案（経過措置を含む）〕

第1条 本会の会費は次の通り定める。

1. 正会員Aは年額1,800円
2. 正会員Bは年額4,000円、ただし外国人の正会員Bは年額13米ドル
3. 名誉会員は、会費を納めることを要しない
4. 賛助会員は年額1口（10,000円）以上

第2条 会員は、会計年度の頭初にその年度の会費の年

額を納入しなければならない。

新たに入会した会員は、入会と同時にその年度の会費の年額を納入しなければならない。

第3条 本会は次の支部を置く。

北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国・四国・九州支部。

正会員は、いずれかの支部に所属する。

付 則（経過措置）

第1条 昭和45年度の会費については、旧定款細則に定められた年額と、本定款細則に定められた年額の和の2分の1とする。

〔選挙施行細則案〕

第1条 本細則は定款第25条にもとづく評議員の選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 評議員の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

第3条 選挙管理委員会は、会長が評議員会の議を経て、評議員を除く正会員中より指名した5名以上10名以下の選挙管理委員により構成される。選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、評議員選挙の候補者は選挙管理委員を辞任しなければならない。

第4条 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長を決める。

委員長は選挙管理委員会を招集し、選挙管理事務を掌理する。

第5条 選挙管理委員会は、評議員選挙について次の事項を行なう。

1. 選挙の公示
2. 有権者名簿の作成
3. 候補者の受付
4. 選挙公報の発行
5. 投票および開票の管理
6. 当選の確認と発表
7. 異議申し立ての受付および審査
8. その他必要な事項

第6条 選挙の公示は、任期満了にともなう評議員選挙においては、評議員の任期満了日の100日以上前でなければならない。

評議員が15名未満になった場合は、その日より60日以内に補欠選挙の公示が行なわれなければならない。

公示は天文月報誌上にて行なう。

- 第7条 有権者は公示の時点における正会員とする。
- 第8条 有権者は評議員選挙に立候補することができる。ただし、定款第26条に該当する有権者は被選挙権をもたない。
有権者3名以上の連署によって、被選挙権者のうちから本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。
- 第9条 候補者は選挙公報にその意見を掲載できる。
- 第10条 任期満了にともなう選挙においては、得票数の順序に上位より第22位まで、補欠選挙においては上位より欠員数までを当選者とする。
得票同数の場合は、選挙管理委員会が行なうくじで当選者を定める。
最低得票数を有権者数の2%とし、得票数が最低得票数に達しなかった候補者は、当選者になることはできない。
第1項にいう欠員数とは、22より評議員現在数を控除した数とする。
- 第11条 投票は、任期満了にともなう選挙においては10名以内の無記名連記とする。
補欠選挙においては欠員数の2分の1以下の無記名連記とする。
- 第12条 任期満了にともなう選挙においては候補者が22名未満の場合、補欠選挙においては候補者数が欠員数に満たない場合は、補充候補者受付期間を設ける。
前項の期間内に届出た候補者の数が当該選挙によって選出しようとする評議員の数に達しない場合は、選挙管理委員長の報告にもとづき、評議員会は不足数だけの推薦候補者を推薦する。
- 第13条 有権者は、投票の結果の発表後20日以内に、投票の結果に異議を申し立てることができる。
選挙管理委員会は、前項の異議申し立てを審議し、その結果を発表しなければならない。

〔信任投票施行細則案〕

- 第1条 本細則は、定款41条にもとづく評議員信任投票について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 別に定められた選挙施行細則にもとづいて構成される選挙管理委員会が、信任投票を管理する。
- 第3条 信任投票の有権者は、公示の時点における正会員とする。ただし当該評議員をのぞく。
- 第4条 信任投票の公示は、評議員不信任の申し出のあった日から45日以内に行なわれなければならない。
公示は天文月報誌上にて行なう。
- 第5条 選挙管理委員会は、不信任を申し出た正会員の不信任理由書および不信任の申し出を受けた評議員の意見書を投票用紙と共に全会員に配布しなければならない。
- 第6条 投票は無記名とする。
- 第7条 信任投票の結果は天文月報誌上に発表する。

〔郵便投票施行細則案〕

- 第1条 本細則は、定款第51条にもとづく郵便投票について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 郵便投票の管理は、別に定められた選挙施行細則にもとづいて構成される選挙管理委員会が行なう。
- 第3条 郵便投票の有権者は、公示の時点における正会員とする。
- 第4条 郵便投票の公示は、郵便投票の実施を定めた総会の日から45日以内にその案件を示して行なわなければならない。
- 第5条 投票は無記名とする。
- 第6条 郵便投票の結果は天文月報誌上に発表する。

説 明 文

I. 学会の基本的諸問題について

第1次答申の説明書において、現在の天文学会の内包している諸問題が次の4項目にまとめられた。

- (1) 学会の性格をどう評価するか。
- (2) 学会は研究者のための学会として十分であったか。
- (3) 学会は通常会員のための学会として十分であったか。
- (4) 運営上および実務上の問題。

これらについて、本答申では検討の結果を学会運営の民主化および組織上の改善という2点に集約している。この結論には学会の現状、とくに人的財政的制約にたいする考慮が払われているので、上記の諸問題にたいする十分な解決がえられたというわけにはいかない。しかし、会員の協力がえられれば大きく前進できる面があるので、今後の学会運営に期待したい。ここでは答申の内容と上述の諸問題との関係について簡単にふれてみよう。

(1) 学会の性格について。現在の天文学会が研究者と教育者・同好者とからなるという基本的性格の是非については、検討委員会発足以来たえず問題となり、会員からもさまざまな意見が寄せられた。これについて本答申は第1次答申にひきつづき学会の一体性を積極的な方向で意義づけている。研究と普及、研究者と同好者を分けることは実際上困難である、という事情もあるが、むしろ、研究者、教育者、同好者の協力関係のなかから新しい学会活動の姿を追求しようとする積極的な姿勢を汲みとっていただきたい。とくに、一部の会員から学会運営にたいする危惧の念として、研究者の負担の増加があげられているので、その点については全会員、とりわけ教育者、同好者会員の積極的な運営参加によって解決されなければならないことを強調したい。

(2) 研究者問題について。本答申のなかで研究者問題に関係した部分は評議員の担当制において研究担当評議員をおく、という点だけである。この担当制は第1次答申において部会制にかわる措置として示唆されたものを具体化したものである。研究者の当面する研究上および学術行政上の諸問題を解決するために研究者の意志を統一する場をもつことの必要性が痛感され、それが研究者部会の発想となったのであるが、部会制そのものは主として組織、運営の複雑化にたいする危惧から時期尚早とされた。しかし、研究者が研究者として討議し、意見をまとめる場の必要性はいまも依然として大きい。当面する問題としても、各種研究会、シンポジウム開催など

の研究交流や、また、研究体制、天文学将来計画、科研費問題、研究連絡委員会との関係など学術行政面にふれるものなどがある。これらは研究担当評議員が中心となって研究者の意向をまとめ学会としての取り組みに反映させるべきであろう。しかし、研究者の範囲をどのように定め、どのような形で研究者の意志をまとめるか、といった基本的な問題についてはまだ検討を続行すべきである。それは新しい評議員会に課せられた大きな任務の一つでもある。この点でも評議員会の責任の重要性を強調したい。

(3) 教育者、同好者の諸問題。研究者の場合と異なるとして、教育者、同好者については活動の場を学会内にもっていないという現状が当面の問題となる。本答申は現在の通常会員が正会員として研究者と同等の資格で学会運営に参加することを定めているが、これだけではこの方面の活動の活発化を保証するものとはなっていない。教育者、同好者会員にとっては、新しい形の活動形態を創造する任務が課せられているわけである。また、教育、普及の面で研究者との協力をどのような形ですすめていくか、にも大きな問題がある。学会運営への参加について、現在の通常会員が学会の事情に精しくないため、評議員選挙や、あるいは評議員、理事、委員として活動する場合に困難があるのではないかという状況もしばらくの間は止むをえないであろう。この点は研究者、同好者を問わず会員間の交流を深め、相互理解を高めていくという方法で解決するほかはない。

(4) 運営上および実務上の問題。学会運営の基本的事項については本答申にのべられた民主化および組織改善によってほぼ解決されると思われるのでここではふれない。一方、実務上の問題としてあげられた一部会員にたいする会務負担の集中については、これは定款、細則上の問題でなく、評議員、理事選任のさいの配慮および実務分担の慣行として解決すべきものであるから、今後の検討にまつところが大きい。ひとこと付言すると、現在の学会の組織と運営は研究機関に依存するところが大きく、止むをえない事情とはいえ、それが研究者と同好者との交流をさまたげ、かつ一部の研究者に実務負担を強いる一因となっている。今後、教育者、同好者会員が会の運営に参加してくれば、当然、新しい形の実務処理が考えられねばならない。これは天文学会にとっては新しい経験なので、当面は模索から始まることになるであろう。

II. 定 款 案 の 説 明

運営検討委員会は、定款改訂のための1次試案および2次試案を提示し、それに対するアンケートなどを通して会員の意見を聞き、最終案の作成に努力して来た。

運営検討委員会における審議の過程では、評議員の任務および責任体制を明確にするという基本的な考え方にもとづいて、正副会長は評議員と法定理事とを兼ね、評議員も法定理事の任務の一部を分担できるという組織案が考えられていた。

2次試案提示後、運営検討委員会の考え方が民法および社団法人としての通念と異なる点などを明らかにするため、弁護士に依頼して詳しく検討してもらった。その結果、法定理事と評議員の権限の競合が生ずるおそれがあり、法的に不適當な要素があることが指摘された。換言するならば、執行機関と審議機関の重複があってはならないということである。

運営検討委員会は、討議の結果、弁護士の判断に従い、法的に疑点のないように改めた。この点に関連して役員の実名についても再検討し、誤解や混乱を招かないように役員の実名を定めた。

以下、各章ごとに定款案について現行のものと比較しながら説明する。

第1章 名称及び事務所

支部の設置(本定款案第3条)について「細則の定める場所に……置く」と改め、支部を積極的に位置づけた。

第2章 目的及び事業

目的(第4条)の「天文学の進歩及び普及すること」は「天文学の進歩および普及をはかること」にした。進歩と普及が車の両輪のように密接な関係にあることを再確認したわけである。

事業(第5条)として「天文学研究および天文教育の援助」を新設し、「天体観覧」を「天体観覧、観測の交流の援助」と改めた。これらは、学会の将来のあるべき活動の姿を示すのに現行の規定では不十分だという認識があるためである。まず研究活動についていえば、研究のあり方が個人的ないし機関中心のものに加えて、広域的な研究グループを中心とした研究が盛んになるであろうから、学会として、これを積極的に援助する姿勢を示す必要がある。同時にまた、学校および理科センター等における天文教育関係のカリキュラムや教材等について、学会は無関心であることへの反省があった。さらに「観測の交流」については、いわゆるアマチュアの自主的活動を盛り上げ、それが活発になるよう、学会としてさま

ざまな形でバックアップしようというのがその主旨である。援助という言葉は、必ずしも財政援助を意味するものではなく、広く解釈する必要がある。具体的に列挙した数項目以外に「その他必要を認めた事業」とあるのは、従前のように消極的に解釈せず、役員ないしは会員の要求にもとづいて積極的にその意とするところをくみ取っていく姿勢が望まれる。

第3章 資産及び会計

予算と決算(第9条)では、予算を評議委員会の議だけでなく最終的には総会の承認を必要とすること、さらに決算については、監事の監査と総会の承認を受ける必要があることを明記した。

会計年度(第11条)は暦年に合わせた場合の損失について検討したが結論は従前どおり変えないこととした。

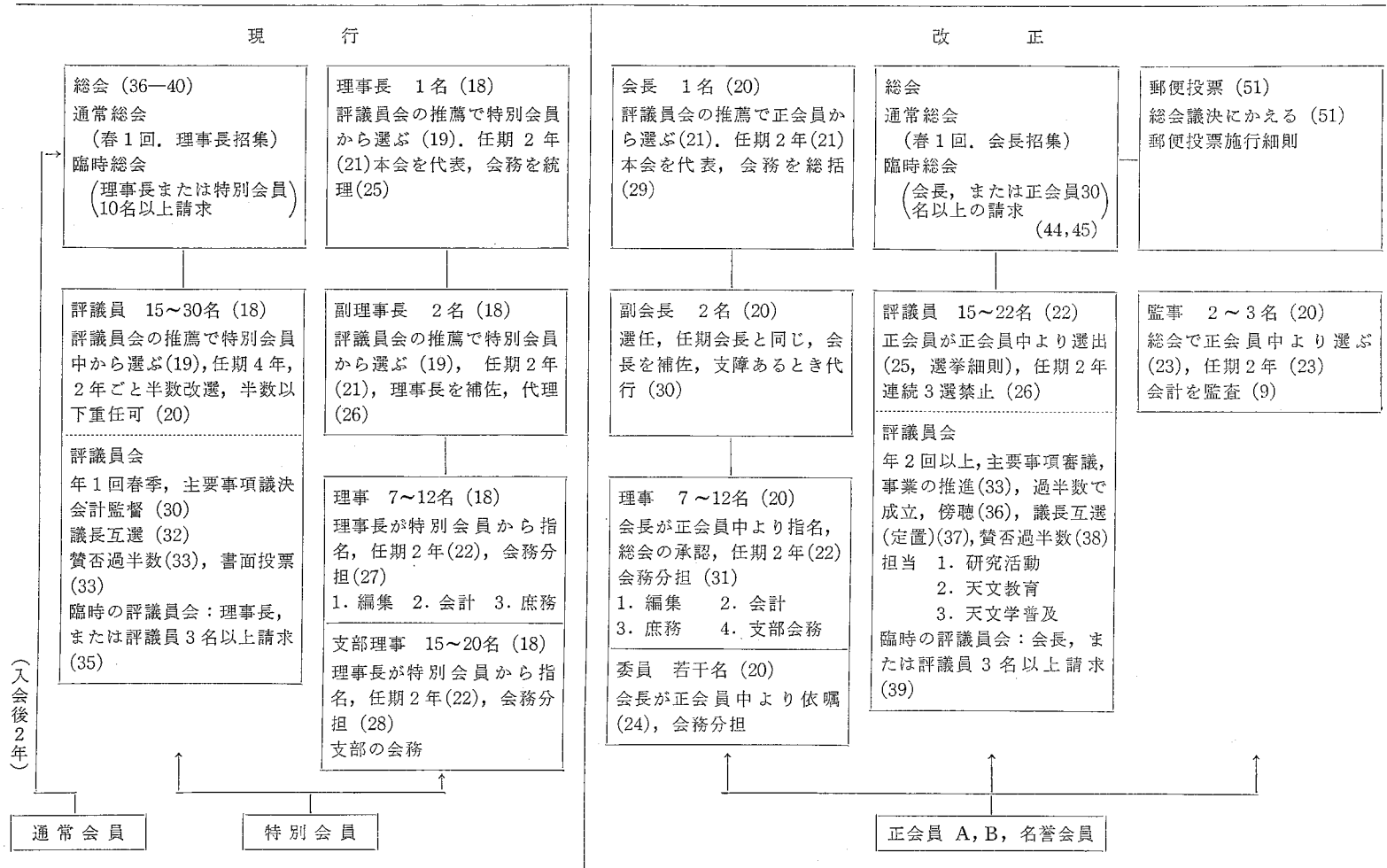
第4章 会 員

会員の種別(第12条)は、今までの通常会員、特別会員に代え、正会員A、正会員Bとした。名誉会員、賛助会員は変更はない。正会員A、Bの区別は、単に欧文研究報告の配布を受けるか否かだけであって、そのほかの面では、会費の額をのぞいて、一切の区別を設けない。現行定款および定款案ともに触れていないことであるが、これまで終身会員の待遇を受けて来た会員は、正会員となるが、会費は納入する必要がない旨を新定款を議決した総会で申し合せるのがよいと考えられる。論議の途中では、年齢制限(18才以上)の是非、あるいは未成年会員の選挙権の制限、あるいは新入会員の権利保留等が議論されたが、学会がいわゆる成人研究者だけのものではなく、多くの年少者をも包含し、いくつかの点で若いエネルギーに期待をかけようとしている現在、それに逆行するおそれのある規定はおかず、会員を信頼するという前提に立ったわけである。(一旦提案された準会員制度は取り止め、定款には明記しないが、学会の事業として「天文月報」の定期(割引)購読制をおくこととした)。

入会手続き(第15条)に大きい変更を加えた点は、特別会員のみが紹介(特別会員の)を要することになっていたのを、正会員(A、B)になろうとする者はすべて紹介(正会員の)を必要とすることである。なお用紙について任意であったのを所定の用紙に限定したのは学会の事務の能率をあげ、かつ会員の便利をはかるという主旨である。

第16条は新たに設けた条項であり、会員として当然の義務である会費の納入をおこたった者に対して、義務と

第1図 組織および役員・評議員の新旧対照表 (カッコ内の数字は、条数)



表裏一体の関係にある権利の行使（役員及びその選出に関する諸権利等）を一時的に停止することがあることを規定している。

制裁(現 17 条, 第 18 条)として「二年以上会費を滞納した会員または本会の体面を汚す様なことをした会員は……除名することがある」という規定は、誤解をまねくおそれがあり、しかも時代にそぐわぬ言い回しであるので「一年以上会費を滞納した会員または本会の目的に反する行為があった会員……」と改めた。天文学会発足以来、後段を適用したケースは皆無であったと思われるが、今後新しい規定が精神を曲げて拡大解釈されぬよう配慮が必要であろう。

第 5 章 役員および評議員

別掲の組織および役員、評議員の対照表を見ればほとんど説明は不要であろう。本章は、2 次試案以後最も変わった部分であるが、それは会長、副会長を含む法定理事は評議員を兼ねることはできないという社団法人としての通念に従ったことである(現行では兼任)。

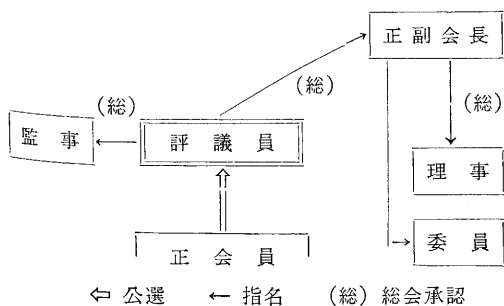
役員 の名称には弁護士による検討を参考にして 2 次試案提示後変更したものがあ。幹事の代りに理事という名称を復活した。ただし、理事は会長、副会長とともにすべて法定理事となる。

2 次試案の段階では法定理事とならない幹事、および支部委員が規定されていたが、今回はこれらをすべて委員とし会長が必要に応じて委嘱することとした。会長、副会長、理事および委員は協力して会務の執行に当るが、実際には、例えば委員会という形で相互の連絡が保たれることになるものと思われる。幹事の廃止にともない、民法において用いられている監事という名称を使っても混乱が生じないことになったので、2 次試案でも会計監査を改め、監事とした。

役員および評議員の選任方法は別掲の説明図を参照していただきたい。

会長、副会長は評議員会が推薦し、総会で正会員中より選ぶわけだが、たまたま評議員である正会員が会長ま

第 2 図 役員・評議員の選任方法



たは副会長に選ばれた場合には、自動的に評議員でなくなるわけである。理事についても同様である。

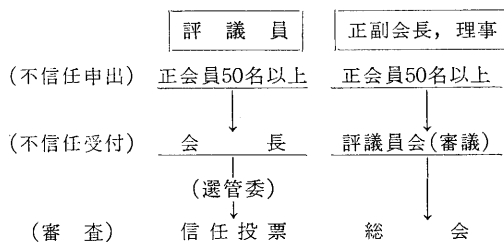
第 6 章 評議委員会

評議員会の改正については、役員および評議員(第 5 章)と同様、対照表を少し補足しておく。評議員中から研究活動など 3 つの項目に関する事項を特に担当する者を指名(第 34 条)することにしたのは、評議員会が、単なる中間議決機関だけでなく、学会の事業の推進についても責任をもつ(第 33 条)重要な機関としたからである。

評議員会は、その成立要件として過半数の出席を要すること、会員は会議を傍聴できることを明記した(第 36 条)。同時に議事を決するのに欠席評議員は書面で投票できる(現 33 条)ことを廃したが、これは評議員会が討論を重ねながら一定の結論を導き出すのが望ましい姿であって、白紙委任状の性格からの脱皮をきざすものである。

評議員および正副会長、理事のリコールについては別掲の図を参照していただきたい。

第 3 図 リコール方式



評議員不信任申し出のほかに、評議員会全体を対象とした不信任申し出も認めるべきであるとの意見が定款 2 次試案に対するアンケートで寄せられた。運営検討委員会でもその方向で検討していたが、弁護士より、「評議員会不信任ということは、組織および機能としての評議員会の不信任、即ち定款の否定である」と指摘されたので、2 次試案通りとなった。従って、評議員会の決議等に関連して、評議員全員に対して不信任の申し出を行なう場合には、第 41 条によって全部の評議員に対して不信任の申し出をすればよいことになる。

学会を対外的に代表する会長、副会長および理事についても新たに不信任の申し出を行えるようにした(第 40 条)が、これらの役員の選任は全会員による投票を必要としない点を考え、信任投票は実施しないで、評議員会が審議した上で総会にはかることにした。

第 7 章 総 会

総会については、新たに成立要件を設けた(第 47 条)ほか「議長は会長が正会員中より指名」(第 48 条)する

ことにした。

郵便投票の規定(第51条)は、ある議事を決めようとするとき総会出席者のみで採決することが適切でないと思われるほど重要な結果をもたらす場合、全会員の意志を問うために設けたものである。

第8章 定款および細則

定款の変更(第52条)は、評議員会の発議を要するとしたほか、正会員30名以上の要求があった場合、評議員会がこれを審議することを義務づけた(現行では、特別会員10名以上の発議(現第44条))。

付則(経過措置)

定款改訂にともなう経過措置について定めたものである(第1条)。定款の改訂によって新しい体制への移行が円滑に行われ、空白期が生じないようにしなければならないので、役員および評議員が新定款のもとで確定するまでは現行定款にもとづく役員および評議員がその職務を代行する(第2条)

現会員は申し出によって、正会員Aまたは正会員Bになることができること、および名誉会員、賛助会員は新定款のもとでも同じであることを第4条で定めている。

新定款実施後最初の評議員選挙を行なうための臨時選挙管理委員会は第5条により構成され、選挙は選挙施行細則に準じて行われる。ただし、定款第26条の評議員連続3選禁止の規定は適用しない(第6条)

新定款実施後最初の役員、評議員および選挙管理委員の任期は昭和47年度通常総会までとし(第8条)、以後は新定款にもとづいて学会は運営される。

細則

会費と支部について定めている。会費は会計年度ごとの年額を単位とすることを第2条で確認した点が特に新しいことである。

付則(経過措置)

新定款が実施され始める昭和45年度の会費について定めた。新定款施行の期日はまだ不明であるが、新、旧年額の和の2分の1とすることで会員に大きな不利益は生じないと思われることと事務的にも複雑にならないと判断して定めた。

選挙施行細則

評議員選挙に関して必要な事項を定める(第1条)ものであるが、有権者の良識を信頼して、公職選挙法にみ

られるような細かな規定は設けていない。また第23条に定める選挙管理委員会が良識をもってその任務(第5条)を行なうことを前提とし、詳しい日程などは選ごと選挙管理委員会が定めることにしている。

選挙の公示については、選挙後の体制が発足できるでの最低限度の日数と天文月報の発行日とを考慮してめた(第6条)。候補者はその意見を選挙公報に載せるとができる(第9条)が、選挙公報についての詳細は、選挙の際に選挙管理委員会が定める。

投票は任期満了にともなう選挙においては10名以内補欠選挙においては欠員数の2分の1以内の無記名連記とした(第11条)。ここで欠員数とは、評議員数の上限22から欠けた数を指すものとする。すなわち、補欠選挙は評議員数が14以下になった場合に行なうものであるから、欠員数の最低は8、従って投票は4名以内の無記名連記となる。欠員数が9以上の場合も同じ方法で考えればよい。

当選者の決定は第10条で定めているが、新たに有権者数の2%を最低得票数として規定した。これは評議員は有権者を代表しているという根本的考え方にもとづいている。

第12条は、候補者数が不足した場合の規定であるが、その場合にはまず補充候補者受付期間を設ける。この期間内に候補者数が選出しようとする評議員数を越えれば、通常の選挙が行われるが、万一、この期間内に候補者数がそろわない場合には、評議員会が不足数だけの候補者を推薦して選挙を行なうことになる。

信任投票施行細則

定款第41条にもとづく評議員信任投票について定めているが、ここでも選挙管理委員会および有権者の良識に対する信頼を基本とする点は選挙施行細則と同様である。従って、必要最小限度の規定を定めたにすぎない。

郵便投票施行細則

定款第51条にもとづく郵便投票について規定しているが、内容は改めて説明するまでもないであろう。

郵便投票は、総会に出席できる会員に限られていることを考慮し、全会員に深く関係している問題について、総会で郵便投票にかけることを議決した後に実施されるものである。郵便投票にかけられる問題は、地域的な差別なく全会員が意志を表明することを必要とするような重要問題、たとえば定款の大幅な改訂などに限られると思われる。

III. 学会の事業と諸活動

定款の改訂を含む学会運営の合理化民主化もひとえに学会の事業や諸活動を興隆させ天文学の進歩と普及をはかることにある。会期運営検討委員会が定款改訂の作業を進める時に会員諸氏からなされた提案や検討委員会が討議された学会活動の内容や条件等をまとめた。これは、学会の実情からみて、直ちに実行できるという性質のものではないが、学会活動強化の1つの展望として今後の具体化のための材料とした。

1. 事業

学会が行なう事業は天文学の研究の発展、天文教育の充実および天文学の普及などを目的としている。各々の具体的な活動はこのように単純に分離できない面もあるが、事業の計画実践にあたってはこの3つの面から検討し、実情に合わせて実践するという姿勢が重要である。

(1) 研究を発展させるための諸活動

現在、研究者の大部分は全国的にかなり研究上の交流をしており研究者固有の問題も全国的に討論を起せる一定の基礎がある。学会としても今日まで不十分ながらもその機会を提供してきたが、近年の研究者数の増加と研究分野の拡大によって、学会の民主的意志形成だけでなく運営の合理化と参加人数を増加させることが必要となっている。現在、学会が多くの研究会等を主催することは経済的にも人的能力の面からも無理があるが、当面次のような事業(活動)を検討の対象として上げることができる。

- (イ) 研究会などへの一定の方式による財政援助
- (ロ) 和文研究誌の発行
- (ハ) 研究会(シンポジウム)等の開催

(イ)の財政援助は例えば3名以上のグループの自主的な研究会で参加者を公募するときなどが対象にされる。

天文学と物理学・地学等の境界領域が開拓され、学問的に他分野の仕事が天文学にも大きい影響を持つという状況のもとでは天文関係以多の人が行なう研究会へ参加する場合も援助の対象になり得るだろう。(ロ)の和文研究誌は多くの研究者(特に若手)からの要求があった。財政が困難な場合は予約購読にすることも考えられる。主な内容は論文、研究情報の交換、科学研究行政報告、人事公募の掲載、研究者間の交流などである。将来、この種のものゝ研究者部会の機関誌とすることも考えられる。

(ハ)は学会が主催する研究会で、題目、レベルなどを全国から案を募集して決める。学会としては大学院生や境界領域研究者向きの研究会勉強会も検討する必要がある。

(2) 天文教育を充実させるための諸活動

長期的にみれば現在の天文教育は日本の天文学を左右する基本的要素の1つである。研究分野の拡大に伴って大学で物理や化学の課程を経た者が天文の研究者となるケースが急増している。学会として教育活動を進めるにあたってはこのことを考慮する必要がある。教育活動として当面考えられることは、

- (イ) 中・高等学校の教員を中心とする教育組織(グループ)等に対する学問的援助
- (ロ) 各支部を中心とした講演会、天体観覧
- (ハ) 教育関係分科会の開催

などである。(イ)は教科内容の検討なども含まれる。(ハ)は教育者、研究者、同好者の交流の場にもなる。年会のとき教育関係分科会を開くという要求はアンケートなどでもかなり多いので、これは早速実現させることが望ましい。この他に学会として教育関係資料のリストを作ることも検討した方がよい。

(3) 天文学を普及させるための諸活動

全会員の約5分の4をしめる同好者(研究・教育関係以外の会員)は広く全国的に分布しており、充分な相互の連絡もないまま活動している。アンケートにも会員の推薦制、支部の置き方、支部活動、速報の発行、月報の役割などに関連して会員の交流、講読会等の要求が多数出ている。同好者は小グループを単位とした観測や討論と同時に全国的な連絡体制や研究者との交流が必要である。前者は支部活動によるほかないが、後者は学会全体としての体制を考える必要がある。具体的には、

- (イ) 支部に同好者の活動のセンターを置く
- (ロ) 速報の発行・月報の整備等による全国的連絡体制を作る。
- (ハ) 観測、研究などの自主的活動に対する学問的援助。

(イ)のセンターはできれば公・私立の天文台や科学館、地域の同好組織の事務局がある場所などに置くのが望ましい。同好者の活動は何よりもまず同好者の自主性に待つところが大きい。したがって、研究者の多い大学などはセンターとして適当でないだろう。各支部の活動の実績に応じセンター支部を県ごとに置くことも考えられる。

(ロ)の速報については学会として当面全国の支部またはセンターから情報を集めそれを整理して全国のセンターへ流すことなどを検討した方がよい。月報については

同好者の間にも意見の差がめだつ。内容の程度を上げよという要求は和文研究誌の発行などで満たされるかも知れない。内容をもっとわかりやすくせよという意見がやや多く、研究者の中でも月報の編集・発行は（例えば科学博物館などが中心となって）同好者が行なうという提案もあるので、これを検討する必要がある。少なくとも当面月報に同好者の交流のための頁を作ることが望まれる。（ハ）の学問的援助は主に支部内の研究者が行なうことになるだろうが、支部としてそのための旅費など財政的裏付けが必要であろう。

2. 事業を進めるにあたっての問題点

上述の事業を具体化するためには制度、財政、会務の合理化、仕事の分担、会員の積極性などの点で現在は多くの問題点がある。

例えば支部活動の執行体制などは各地の実践的な経験を交流しその地域にふさわしい体制を整備する必要がある。学会運営の具体的人員配置についても関東（東京）と地方では事情が非常に異なることを当面考慮しなければならない。財政問題は会費に関連してIV節で述べられるが今回の会費の値上げ案には上述の事業を行なうための経常的な費用は含まれていない。したがって若干のもの

を除いてはこれらの事業を実行するさいに新たな財政措置を考えねばならない。

会務の合理化や仕事の分担は現在緊急の問題である。研究者が中心的に学会運営に当たってきたことと研究者の分布が極端に東京（特に東京天文台）に集中していたために今日まで学会の運営事務が天文台職員に集中しており、それが一部研究者の大きな負担になっていた。現在徐々にこのような客観的状況は変わりつつあり、制度上の改革と相まって改善されていくものと考えられる。しかし、そのためには会員が積極的に学会運営に参加することが必要であり評議員、理事、各種委員等への同好者の参加が不可欠である。また若手研究者も学会運営では積極的な役割を果さなければならない。天文学会において特にこれが強調されるゆえんは多くの会員が今日まで会の運営に参加する機会がなく、そのためこのような大きな組織の運営にたざざる訓練が不足しているかも知れないからである。この点に関しては学会の組織としてできるだけ小さい単位まで考え、全ての人が活動の場を持てるよう配慮したほうがよい。また研究者もこのような場で同好者の自主的・民主的な活動を引き出すよう充分の配慮が必要である。

IV. 学会会費について

(1) 会費の基本的考え方

学会の事業、活動はその全てが全会員を平等な対象としているわけではないので、会費も全員の共通負担と考えられる部分と受益者負担的な部分がある。共通負担と考えられる部分は、学会の基本的な運営費例えば人件費、交通費、通信費などにあてられる。月報の発行費およびそれに伴う費用も、全会員に配布されることを考えて、共通負担とみなすことができる。受益者負担的な部分としては、現在の所、欧文報告関係費用、年会費などがある。そこで全会員を一様に対象とする事業、事務などへの出費は共通会費でまかない、一部の会員が学会の事業として行なう活動にともなう費用は原則として受益者負担的な部分に含ませ、収支をその中だけであわせることが考えられる。ただし、たとえ全会員を一様に対象にしなくても、学会が基本的であると認めた事業の費用は共通会費でまかなうこととする。さらに、将来、支部活動が盛んになるとか、和文研究誌、速報を発行する場合には、受益者負担の考え方を適用して、会費とは別個に、各々、その部分で収支をあわせることが望ましい。

しかしながら、以下にみるように、現状ではただちに、上述の基本的な考え方をたづぬくことは不可能であって、新会費はこの原則に少しでも近づく努力の結果とみなされよう。

(2) 学会収支

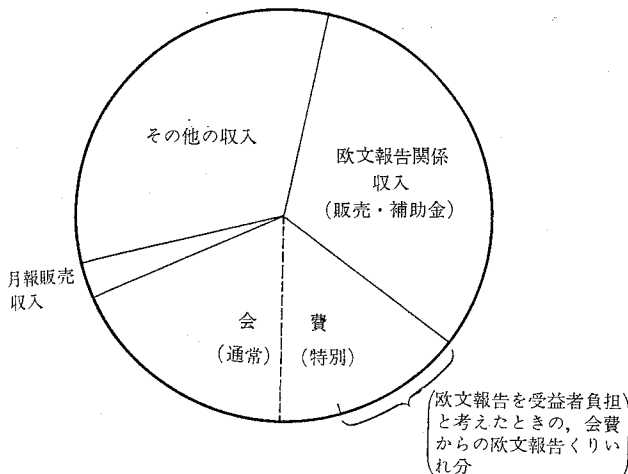
上述の見地から現在の学会経常費（総額 650 万円）を収入、支出にわけて図にすると第 1 図のようになる。

この図は、昭和 43 年度収支決算書、昭和 44 年度予算書、守山、近藤両会計理事の試算をもとにして、臨時的な収支はならして平均的なものとしてあらわした。したがって、具体的な数字はあまり意味がなく、図にはのせていない。会費収入の共通部分、受益者負担的な部分（欧文報告関係収入）への振り分けは、上述の基本的な考え方に沿って特別会員の会費と通常会員の会費の差額は欧文報告関係収入にくりいれるものとして、考えてみることになる。

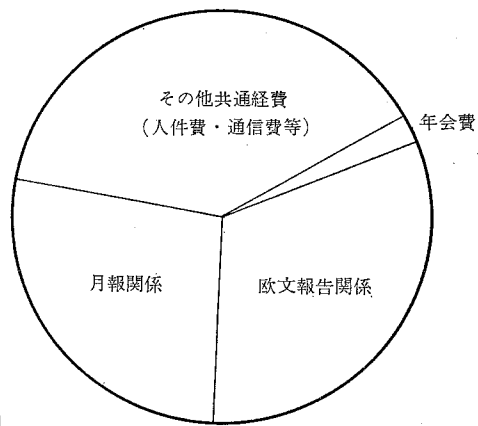
現在の学会収支に関する問題点としては次のような点がある。

- ① 欧文報告関係収入が、上記の会費のふりわけを考慮すると、全体の約 45% を占め、これの支出との差額が共通部分としての支出にまわされている。
- ② 会費収入は全体の 1/3 に過ぎず、残り 2/3 は欧文報告、月報、星座早見表等の販売、広告料、欧文報告の掲載料等によっている。このような収入の中には不安定なものもあり、収入の大部分を会費以外のものに頼っているところに、学会財政基盤が確立されない最大の原因がある。

収入 (約650万円)



支出 (約650万円)



第1図 現在の学会収支内分け

③ 特に欧文報告関係収入の内 1/6 はバックナンバーの売上げによる臨時的なものであり、この 1~2 年特に多いが、今後は、この通りには期待できない。

しかも、このバックナンバーの売上げ額が、①に述べた欧文報告関係収入から共通部分への繰り入れ額にほぼ等しい点に御注意願いたい。

(3) 新会費の算定の基準

前述した会費の基本的考え方に従えば(2)の①に述べた問題点は欧文報告関係の収支を独立採算性にする事で解決されるが、現在これを行なうことは会費の大幅な値上げとなるので、当面不可能である。この問題の解決のためには月報の性格をかえるとか、学会として新しい事業を行なうことなども検討する必要がある。しかし月報の性格についてはいまだ運営検討委としては十分な議論をつくしてはず、かつ客観的にもその態勢は整っていない。新規事業についても、それだけ事務負担が増加することを考えれば、現状では困難な面も多い。

この問題は別として当面の会費の算定基準として次の点を考慮した。

① 新定款の精神に沿った学会運営を行なうためには現在以上に評議員会を開く必要があると考えられる。このための交通費や評議員選挙の費用等本定款の発効によって見込まれる基本的運営費が新たに必要となる。これと物価の値上りに伴う支出増をあわせると約 70 万円である。

② (2)の③で述べたようにバックナンバーの売上げは不安定であってこのような収入に学会の財政がかなり大きく依存している事自体問題であり、この分は会費でまかなう事が望ましい。将来のこの方面での収入減を約 30万円程度見込んでおけば、不安定な要素はかなり減少

するものと思われる。バックナンバーが予定より売れた場合、その収入を関係会員に還元するか、学会の活動費にあてるかは今後検討しなければならない。会費を大幅には上げないという考えから、運営費の増額を基本的なものに限っている事を考えて、当面はこの収入は学会の運営費、活動費にあてるのが適当であると考えられる。

結局①②を会計して約 100 万円の増収が必要となる。ここでは支部活動に必要な学会参加費等については考えなかった。支部活動に必要な費用はその活動の程度によって異なるから、原則的には支部ごとに考えなければならない。年会の参加費については、学会として具体的に検討する事ができると思われる。

(4) 新会費

上述の基準に従って第一次試算では、A会員の会費が 2000 円、B会員の会費が 4000 円と試算された。(月報 11 月号付録参照)しかし、会員数が会費の額に依存すると思われ、アンケートを行なった。その結果、おおむねこの案は支持され会員数の大幅な変化は起らないと推定された。反面、通常会員特に 20 歳以下の若い会員から高すぎるという意見もかなり多く (39%) あり、再検討し A会員 1800 円、B会員 4000 円とした。A会員に対する 200 円の減額は多少の会員数の増加を見込むと会費収入に大きな変化はないと思われる。この結果、値上げによる収入増は約 100 万円と推定される。先にも述べたように、今回の会費の値上げは、物価値上りと基本的な運営費だけしか考えていない。積極的な学会活動が経済的にどれだけ保障されるかは当面欧文報告の売上げいかんにかかってくるのもやむを得ないことである。今後の物価の上昇なども考えると新しい事業収入の道を開くこと等を検討する必要がある。